

令和 2 年第 3 回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和 2 年 1 1 月 1 7 日（火）

午後 1 時 3 0 分～

場 所：本庄市役所大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について【資料 1 - 1、
1 - 2】

(2) 令和 2 年度国民健康保険特別会計 1 2 月補正予算について【資
料 2】

4 その他

5 閉会

本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条～第22条 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <hr/>	<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条～第22条 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u> (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満</p>

_____を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険

の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険

者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

第24条～第27条 略

附 則

1～7 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」_____とする。

9～20 略

者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法_____第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

第24条～第27条 略

附 則

1～7 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額_____」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額_____」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

9～20 略

平成30年度

税制改正

抜粋

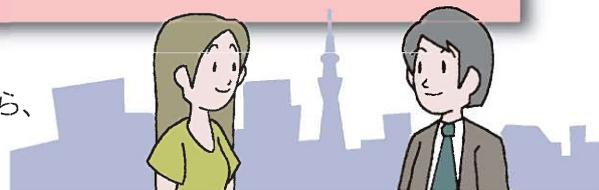


平成30年4月
財務省

個人所得課税

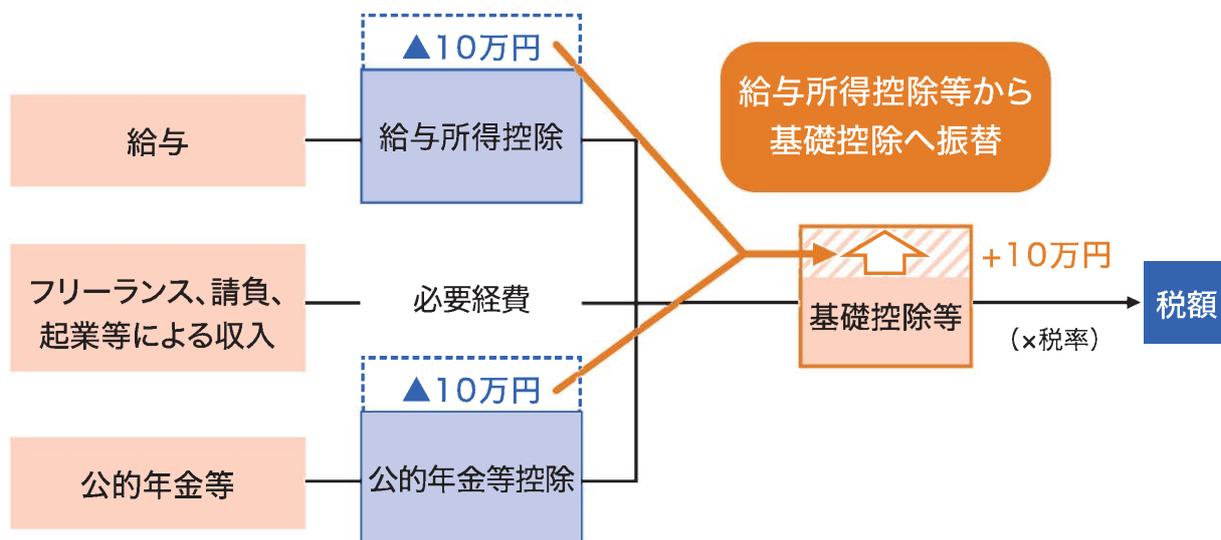
働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、個人所得課税の見直しを行います。

※平成32年分(2020年分)以後の所得税について適用します。



(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

財務省ホームページの御紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容の御紹介などのほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税財政を楽しく学習するキッズコーナーなども掲載しています。是非、御覧ください。

<https://www.mof.go.jp>

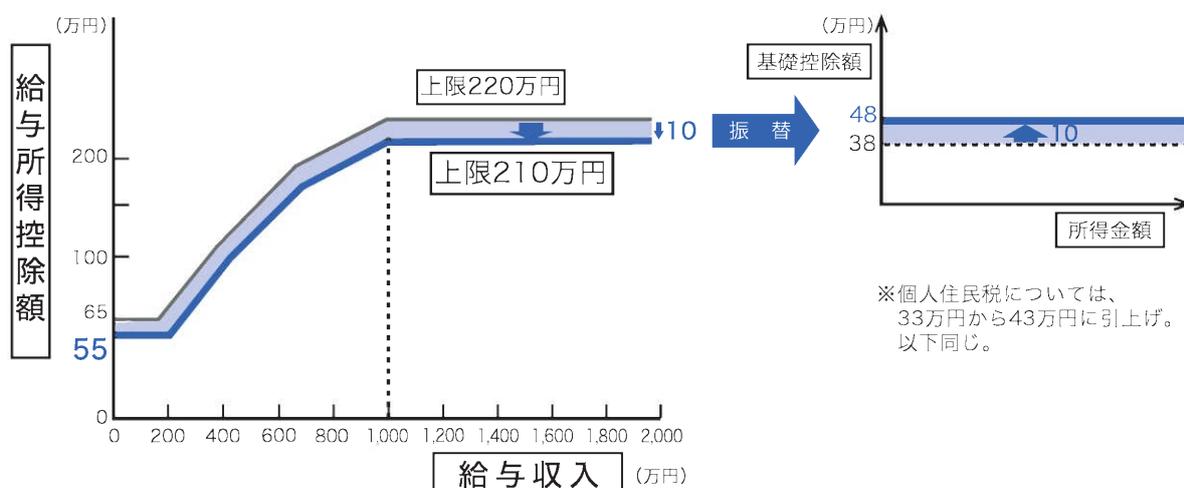


(2) 給与所得控除の適正化

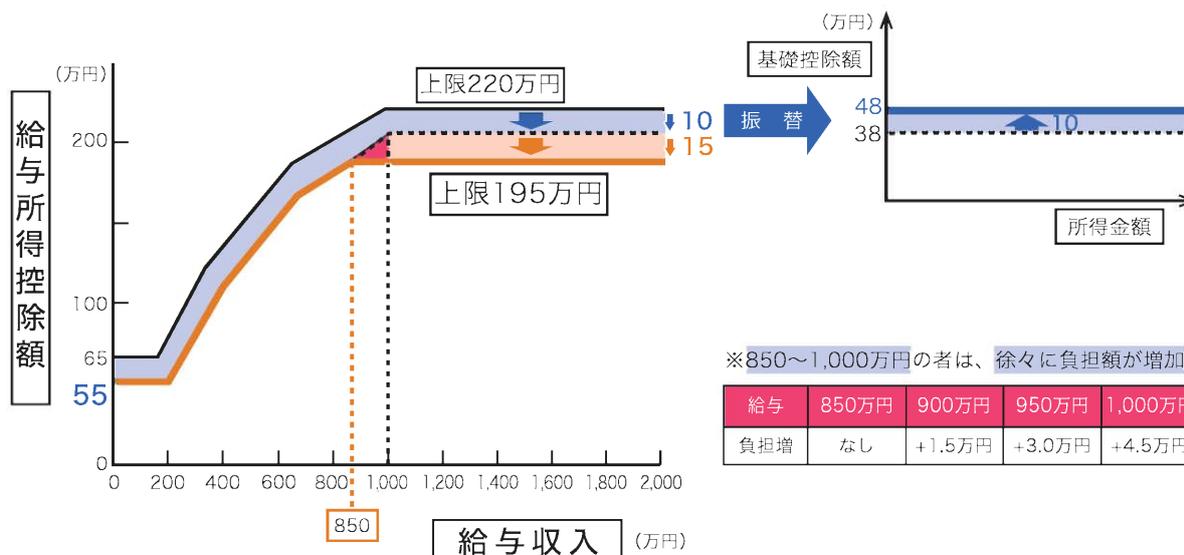
給与所得控除については、勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきています。

今回の改正でも、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げます。ただし、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じます。

子育て世帯等 (注) ⇒ 負担増減なし



子育て世帯等 (注) 以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増

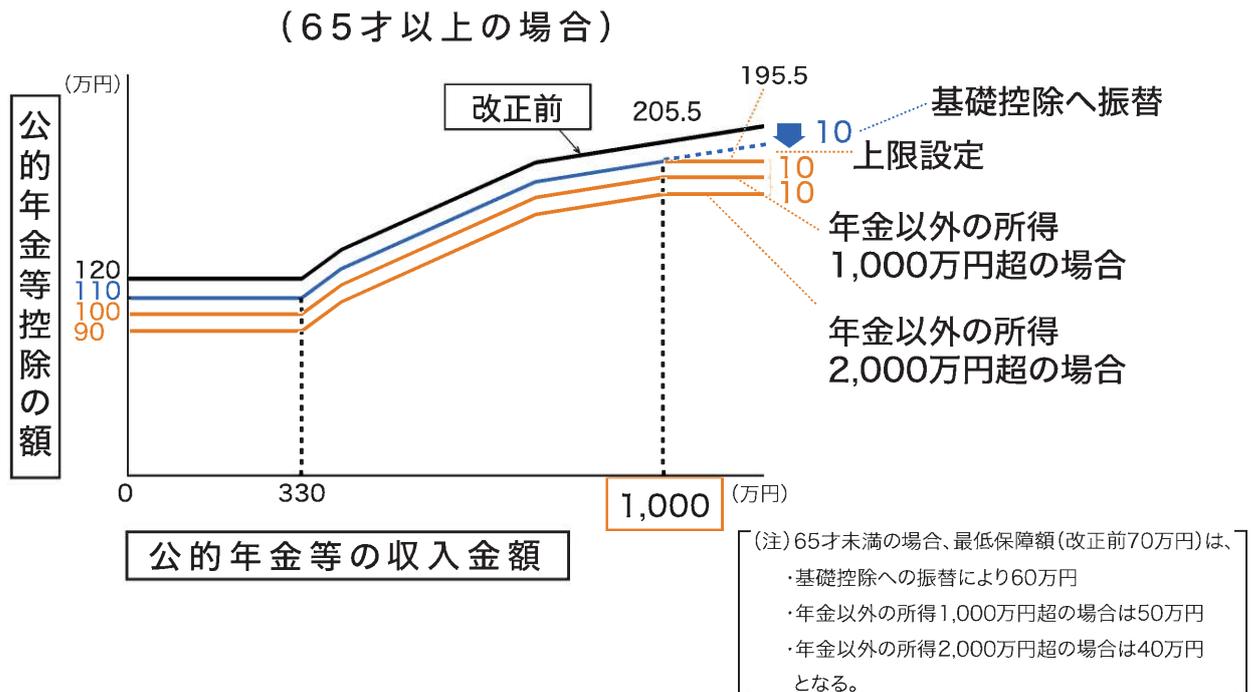


(注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等 (いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

(3) 公的年金等控除の適正化

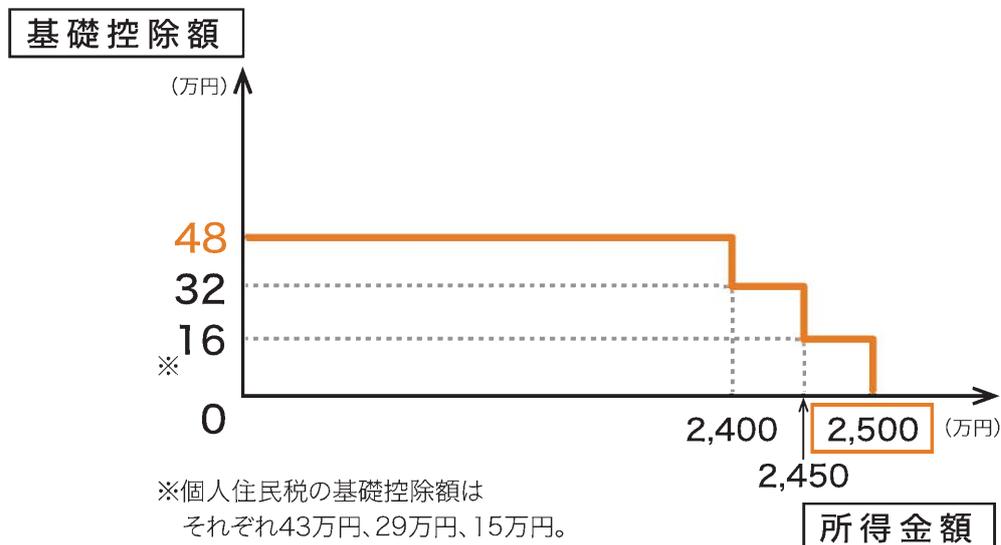
公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げます。



(4) 基礎控除の適正化

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとします。



令和2年度国民健康保険特別会計予算総括表(12月補正案)

歳入			(単位:千円)					
項	目	当初予算	6月補正	9月補正	12月補正	予算現額	説明	
保険税	一般	現年度分	医療	1,123,056			1,123,056	◆ 国民健康保険税率 区分 医療分 支援分 介護分 均等割 19,500円 9,900円 12,400円 平等割 16,000円 所得割 6.9% 2.9% 2.7% 資産割 20.0% 賦課限度額 630,000円 190,000円 170,000円 ◆ 加入状況(令和2年11月1日現在) 区分 一般被保険者(加入割合) 市全体 世帯数 11,469世帯(33%) 34,953世帯 加入者数 18,427人(24%) 77,881人
			支援	392,708			392,708	
			介護	151,284			151,284	
		過年度分	医療	44,548			44,548	
			支援	16,161			16,161	
			介護	8,357			8,357	
	退職	現年度分	医療	86			86	
			支援	30			30	
			介護	20			20	
		過年度分	医療	192			192	
			支援	71			71	
			介護	67			67	
国庫支出金	災害臨時特例補助金	1			1	東日本大震災被災者の避難先での玉保医療費を国が補助するもの		
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,439,376			5,439,376	市が支払う保険給付費分が交付されるもの	
		特別交付金	73,253	3,498		76,751	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの	
財	産	収	入	1		1	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子	
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	195,722			195,722	低所得者等の軽減額(7・5・2割)に対して県が3/4を補助するもの	
		保険者支援分	133,345			133,345	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの	
	職員給与費等	135,690		△ 553	△ 235	134,902	国保事務に従事する職員の給与費等を法定繰入れするもの	
	出産育児一時金等	21,000				21,000	出産育児一時金の2/3の金額を法定繰入れするもの	
繰越金	財政安定化支援事業	22,372			22,372	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために法定繰入れするもの		
繰	越	金	1		36,403	36,404	前年度繰越金	
諸収入	延滞金	延滞金	2,412			2,412	保険税延滞金	
		過料	1			1	条例に違反した場合に科せられる罰則金	
	雑入	第三者納付金	3,200			3,200	第三者行為求償金	
		不当利得返納金	3			3	資格喪失後受診等による医療費の返納金	
		保険課雑入	1			1		

歳入総額	7,762,958	3,498	△ 553	36,168	7,802,071
------	-----------	-------	-------	--------	-----------

歳出			(単位:千円)						
項	目	当初予算	6月補正	9月補正	12月補正	予算現額	説明		
総務費	一般管理費	一般管理給与費	83,393		△ 553	△ 216	82,624	国保事務に従事する職員の給与	
		一般事務費	16,458			△ 19	16,439	国保事業の運営全般に係る経費	
		国保事務電算処理委託事業	17,454				17,454	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料	
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	1,128				1,128	国保連合会に納付する保険者負担金		
	賦課事業	7,338				7,338	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等		
	徴収事業	4,807				4,807	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等		
	運営協議会事務費	723				723	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金		
	趣旨普及事務費	4,390				4,390	制度普及・啓発用パンフレット代、保険証の郵送料等		
	保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,671,679				4,671,679	被保険者の医療費のうち保険者負担分
			退職被保険者	5,063				5,063	
療養費		一般被保険者	65,011				65,011	被保険者の柔道整復、治療用器具に係る費用のうち、保険者負担分	
		退職被保険者	35				35		
診療報酬請求明細書審査事務費		12,557				12,557	レセプトの審査支払手数料等		
高額療養費		一般被保険者	683,304				683,304	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの	
		退職被保険者	827				827		
高額介護合算療養費		一般被保険者	700				700	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの	
		退職被保険者	100				100		
移送費		100				100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの		
出産育児一時金交付金	31,500				31,500	1児につき42万円を限度として支給するもの			
出産育児一時金支払手数料	16				16	直接支払制度における支払手数料(1件210円)			
葬祭費交付金	6,750				6,750	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの			
傷病手当金	0	3,498				3,498	※1		
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,361,902				1,361,902	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として、市町村が県へ納付するもの	
		退職被保険者	192				192		
	後期支援分	一般被保険者	500,868				500,868		
		退職被保険者	71				71		
介護納付金分	171,603				171,603				
その他共同事業拠出金	6				6	退職者医療共同事業への拠出			
保健事業	保健事業事務費	3,800				3,800	医療費通知の郵送料(年6回)		
	人間ドック助成金	14,110				14,110	被保険者の人間ドック受検料の助成金		
	健康づくりチャレンジポイント事業	2,965				2,965	はにぼんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用		
	データヘルス計画策定事業	4,600				4,600	現計画の期間満了に伴って新たな計画を策定するための業務委託料等		
	データヘルス事業	428				428	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用		
	生活習慣病重症化予防事業	5,325				5,325	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用		
特定健康診査等事業費	66,371				66,371	特定健診・保健指導に要する費用			
国民健康保険財政調整基金積立金	1				1	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金			
諸支出金	保険税還付金	14,380				14,380	保険税の還付金		
	返還金	3			36,403	36,406	交付金の実績報告に伴う国・県への返還金等		
予備費	3,000				3,000	緊急的な支出に対応するための費用			

歳出総額	7,762,958	3,498	△ 553	36,168	7,802,071
------	-----------	-------	-------	--------	-----------

※1 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金

